

第 20 章 金融検査の実施状況

第 1 節 平成 18 検査事務年度の検査計画及びその実績

平成 18 検査事務年度の検査実績は、当初計画を若干下回ったものの、概ね当初計画通りとなり、最終的な検査実施件数は、年度計画 716 件に対し、705 件となった。(資料 20-1-1~2 参照)

18 検査事務年度の検査実施状況については、資料 20-1-3~13 参照。

(注 1) 17 検査事務年度の検査実施件数及び検査実施状況については、資料 20-1-15~19 参照。

(注 2) 金融検査に関する主な検査対象機関及び根拠法令は、資料 20-1-20 参照。

第2節 平成18検査事務年度検査基本方針に基づいた施策

I 検査実施の基本的考え方

1. 金融検査に関する基本指針の着実な運用

平成17検査事務年度に引き続き、18検査事務年度においても、検査の基本的考え方及び具体的な実施手続等を明確化した「金融検査に関する基本指針」（17年7月策定）に基づき、検査を実施した。特に、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みを促進することに配慮し、金融機関との「双方向の議論」を重視するとともに、検査の効率化を図る観点から、内部監査の有効性に応じた、メリハリのある検査を実施した。

また、本基本指針の適切な運用の確保・改善等の観点から、検査モニター等を適切に実施し、被検査金融機関からの意見聴取を行った。

2. 金融検査評定制度の施行に向けた対応

第21章第2節金融検査評定制度を参照。

II 検査重点事項

「利用者保護の徹底」を第一に掲げて検査を実施したほか、「リスクの多様化及びリスク管理の高度化についての検証」、「金融業務の国際化・構造変化を踏まえた検証」、「中小企業金融についての検証」に取り組んだ。

1. 利用者保護の徹底

金融商品・サービスの利用者保護の観点から、①説明責任及び契約の履行状況、②苦情等処理態勢、③金融取引の安全の確保への取組み、④個人情報保護等、⑤情報開示の適切性について重点的に検証を行った。

検査に当たっては、16年9月に設置した「検査情報受付窓口」に寄せられた情報のほか、17年7月に開設した金融サービス利用者相談室等の情報も引き続き積極的に活用した。

2. リスクの多様化及びリスク管理の高度化についての検証

金融機関の資産運用や業務が多岐にわたってきていることによるリスクの多様化や金融機関のリスク管理の高度化について、以下のような検証を行った。

(1) 金融機関の抱えるリスクの多様化に応じた検証

金融機関の資産運用が拡大し、複雑かつ高度な取組みが活発化する中、金利変動を想定し、適切なALM（資産負債管理）を行うための体制の整備がなされているかを検証した。また、個々の資産の保有や業務の実施に関しても、リスクを十分に認識した上で、適切なリスク管理態勢を整備しているかを検証した。

(2) 統合的なリスク管理の検証

金融機関の抱えるリスクが多様化・複雑化する中、規模やリスク特性に応じてリスクを総体的に把握・管理する統合的なリスク管理態勢を適切に整備しているかを検証した。

(3) バーゼルⅡへの対応

19年3月期より実施されるバーゼルⅡに対応し、金融機関がバーゼルⅡの手法・内容に則って自己資本比率を適正に算出・管理するとともに、自己資本の水準を適切に評価・管理する自己資本管理態勢を整備しているかを検証した。また、バーゼルⅡの趣旨に対応した統合的なリスク管理及び個々のリスク管理の高度化に向けた金融機関の取組み状況について検証した。さらに、バーゼルⅡへの対応を含めた「金融検査マニュアル」の改訂を行った。

3. 金融業務の国際化・構造変化を踏まえた検証

金融業務の国際化・構造変化や、業務の外部委託の増加及び新たな事業者の参入に対応するために、以下のような検証を行った。

- (1) 金融コングロマリット化に対応し、グループレベルでの統合的なリスク管理態勢について検証した。その際、必要に応じ、証券会社等に対して、証券取引等監視委員会との同時検査を実施した。また、海外営業に係る適切なリスク管理態勢及び法令等遵守態勢を確保する観点から、国際業務統括部門等による海外営業拠点の管理態勢の適切性等について検証した。
- (2) マネー・ローンダリングに関する国際基準であるFATF（金融活動作業部会）改訂勧告の国内法制化の動向等を踏まえ、金融機関のマネー・ローンダリングの防止及び本人確認への取組みについて検証した。
- (3) 委託業務のモニタリング態勢など金融機関の委託業務に係る管理態勢について、必要に応じ業務委託先に対する検査を実施した。

4. 中小企業金融についての検証

(1) 中小企業の経営実態等に即した検査

中小企業向け融資については、「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」(以下「マニュアル別冊」という。)に基づき、中小企業の経営実態等に即した的確な検査を実施した。

また、検査モニターにおいて、被検査金融機関からマニュアル別冊の運用状況について確認し、その運用の適切性を確保した。このほか18検査事務年度中に、各財務(支)局において、マニュアル別冊についての金融機関向け説明会を5回(延べ63機関参加)、借り手の中小企業経営者向け説明会を11回(延べ12団体参加)開催するなど、マニュアル別冊の浸透を図った。

(2) 地域金融機関における中小企業の事業再生に向けた取組みの検証

地域金融機関については、引き続きマニュアル別冊等を踏まえ、中小企業の事業再生に向けた取組みを十分に検証した。

第3節 金融コングロマリットに対する検査

I 金融コングロマリットの一体的な実態把握

コングロマリット化の進展に伴い金融機関が抱えるリスクが複雑化・高度化している状況を踏まえ、金融コングロマリット全体のリスクを的確に把握する必要があることから、平成 18 検査事務年度においても「金融コングロマリット監督指針」や「金融持株会社に係る検査マニュアル」を用いて、金融コングロマリットの実態に即した検査を実施してきた。

また、17 年7月より、証券会社等に対する検査は、一義的には証券取引等監視委員会が行うこととなったが、「金融コングロマリット監督指針」にあるように、グループ全体の統合的なリスク管理の状況を、的確かつ効率的に検証する観点から、証券会社等に対し、証券取引等監視委員会と連携して、同時検査を実施した。

II 検査実施状況の概要（資料 20-1-3～4 参照）

金融コングロマリットの検査については、銀行持株会社グループに対して一体的に検査を実施し、効果的な実態把握に努めたところである。

また、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ、カリヨン・グループ及びバークレイズ・グループといった外資系金融グループに対する検査の実施に当たっては、銀行、証券会社、投資信託委託業者及び投資顧問会社をグループとして一体的に検査することにより、効果的な実態把握に努めたところである。

第4節 銀行等に対する検査

I 検査実施状況の概要

銀行及びその銀行持株会社については、平成17検査事務年度に引き続き、検査重点事項の第一に掲げた利用者保護に対する取組みの検証を行うとともに、個別の金融機関の財務内容や資産運用の状況に応じ、大口与信管理態勢をはじめとする信用リスク管理態勢や市場リスク管理態勢の検証を行うなど、規模及び特性に応じた検査を実施した。

信託銀行に対しては、18年7月に策定・公表した「信託検査マニュアル」に基づき、信託の引受審査態勢を検証したほか、利益相反行為の防止など財産運用を適切に行う態勢等について検証した。

1. 主要行等に対する検査実施状況の概要（資料20-1-6、21参照）

主要行及びその銀行持株会社に対する検査については、銀行持株会社全5社、主要行全9行に対して検査を実施し、そのうち、銀行持株会社1社、主要行3行に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、主要行1行当たり平均して45.9日間の立入日数で、21.3人を投入している。

また、主要行の海外進出が加速する中、本部による管理態勢の適切性等を把握する観点から、海外拠点に対して調査を実施した。調査に当たっては、海外当局と意見交換を積極的に行う等、18検査事務年度においても海外当局との連携を強化している。

なお、当庁検査官がニューヨークに2名、ロンドンに1名長期出張しており、現地当局との意見交換や金融機関の活動状況のモニター等を行っている。

2. 地方銀行・第二地方銀行等に対する検査実施状況の概要（資料20-1-3、5、6参照）

地方銀行・第二地方銀行及びそれらの銀行持株会社に対する検査については、銀行持株会社2社（金融庁1社、財務局1社）、地方銀行33行（金融庁20行、財務（支）局13行）、第二地方銀行19行（金融庁10行、財務（支）局9行）に対して検査を実施し、そのうち、地方銀行27行、第二地方銀行10行に対して検査結果を通知している。システム統合を予定している銀行等に対する、システム管理態勢の検証を目的としたシステム統合リスク検査については、銀行持株会社1社、第二地方銀行2行に対して検査を実施し、全ての金融機関に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、地方銀行・第二地方銀行1行当たり平均して32.1日間の立入日数で、12.1人を投入している（システム統合リスク検査を除く）。

II 検査結果の概要

資料20-1-14を参照。

第5節 協同組織金融機関に対する検査

I 信用金庫に対する検査（資料20-1-7参照）

信用金庫は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施している。平成19年3月末現在の数は、287金庫である（18年3月末現在の数は292金庫）。

18検査事務年度は、122金庫に対して検査を実施し、そのうち、96金庫に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1金庫当たり平均して24.2日間の立入日数で、6.3人を投入している。

II 信用組合に対する検査（資料20-1-8参照）

信用組合は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施している。19年3月末現在の数は、168組合である（18年3月末現在の数は172組合）。

18検査事務年度は、61組合に対して検査を実施し、そのうち、42組合に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1組合当たり平均して25.1日間の立入日数で、5.3人を投入している。

III 検査結果の概要

資料20-1-14を参照。

IV 労働金庫に対する検査（資料20-1-9参照）

労働金庫は、労働金庫法に基づき金融庁と厚生労働省等との共管となっており、財務（支）局が厚生労働省等と共同で検査を実施している（1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として財務（支）局が厚生労働省及び都道府県と共同で検査を実施）。19年3月末現在の数は、13金庫である（18年3月末現在の数は13金庫）。

18検査事務年度は、5金庫に対して検査を実施し、全ての金庫に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1金庫当たり平均して15.6日間の立入日数で、8.5人（厚生労働省等の職員も含む。）を投入している。

別図 20-5-1 労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
	労働金庫		主務大臣 (8金庫)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 労働金庫数は、19年3月末現在。

V 信用農業協同組合連合会等に対する検査(資料20-1-10参照)

信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき金融庁と農林水産省等との共管となっている。また、信用漁業協同組合連合会等は、水産業協同組合法に基づき金融庁と農林水産省等との共管となっており、いずれも、財務(支)局が農林水産省等と共同で検査を実施している。国が所管している機関の19年3月末現在の数は、信用農業協同組合連合会が41連合会、信用漁業協同組合連合会が30連合会である(18年3月末現在の数は、それぞれ、42連合会、31連合会)。

18検査事務年度は、8連合会(内訳は、信用農業協同組合連合会4連合会、信用漁業協同組合連合会4連合会)に対して検査を実施し、全ての連合会に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1連合会当たり平均して14.5日間の立入日数で、5.1人(農林水産省等の職員も含む。)を投入している。

別図 20-5-2 信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類	地 区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域と同じ	都道府県の区域の一部
	信用農業協同組合連合会		主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (41連合会)
信用漁業協同組合連合会		主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (30連合会)	都道府県知事
農 業 協 同 組 合		主務大臣 (該当なし)	都道府県知事	都道府県知事

漁業協同組合	主務大臣 (該当なし)	都道府県知事	都道府県知事
--------	----------------	--------	--------

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 農業協同組合及び漁業協同組合は、信用事業を行っているものに限って記載。

(注3) 金融機関数は、19年3月末現在。

(注4) 都道府県の区域を地区とする信用農(漁)業協同組合連合会に関する都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合、組合の業務若しくは会計が法令等に違反する疑いがあると認める場合、又は事業の健全な運営を確保するため必要があると認める場合に行われる。

第6節 保険会社等に対する検査

I 検査実施状況の概要（資料20-1-11参照）

保険会社については、適正な保険募集や保険金等支払いがその基本的な役割であり、保険事業の運営にとって極めて重要であることから、平成18年6月に改訂した「保険検査マニュアル」に基づき、保険募集管理態勢や保険金等支払管理態勢を含む顧客保護等管理態勢を検証した。また、内部管理態勢や法令等遵守態勢をはじめとして、財務の健全性・保険計理、商品開発、各種リスク管理態勢について検証した。

保険会社に対する検査については、金融庁において、保険持株会社1社、生命保険会社5社、損害保険会社9社に対して検査を実施し、そのうち、生命保険会社4社、損害保険会社4社に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、生命保険会社については、1社当たり平均して27.8日間の立入日数で、10人を投入し、損害保険会社については、1社当たり平均して27.8日間の立入日数で、9.7人を投入している。

II 検査結果の概要

資料20-1-14を参照。

第7節 外資系金融機関に対する検査

I 検査実施状況の概要（資料20-1-12参照）

外資系金融機関については、我が国の法令等を遵守する態勢の整備状況について検証するとともに、日本国内において金融コングロマリットを構成する金融機関についてはグループとしてのリスク管理態勢について検証した。

外資系金融機関に対する検査については、金融庁において、銀行16行、保険会社8社、証券会社3社、投資信託委託業者3業者及び投資顧問会社3社に対して検査を実施し、そのうち、銀行12行、保険会社5社、証券会社2社、投資信託委託業者2業者及び投資顧問会社2社に対して検査結果を通知している。

II 検査結果の概要

資料20-1-14を参照。

第8節 その他の金融機関に対する検査

I 貸金業者に対する検査

貸金業者のうち、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、貸金業の規制等に関する法律等に基づき、金融庁及び財務（支）局が検査を実施しており、平成19年3月末現在の数は677業者である（18年3月末現在の数は702業者）。

18検査事務年度は、172業者（金融庁1業者、財務（支）局171業者）に対して検査を実施し、そのうち、141業者に対して検査結果を通知している。

なお、貸金業者のうち、1の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、都道府県知事の検査・監督を受けている。

II 前払式証票発行者に対する検査

前払式証票発行者のうち、第三者型発行者は、前払式証票の規制等に関する法律に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、19年3月末現在の数は1,319業者である（18年3月末現在の数は1,376業者）。

18検査事務年度は、200業者に対して検査を実施し、そのうち、176業者に対して検査結果を通知している。

なお、前払式証票発行者は、第三者型発行者のみが検査対象となっている。

III 信用保証協会に対する検査

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、財務（支）局、経済産業省及び都道府県又は市町村が検査を実施しており、19年3月末現在の数は52協会である（18年3月末現在の数は52協会）。

18検査事務年度は、6協会に対して検査を実施し、全ての協会に対して検査結果を通知している。

別図20-8-1 信用保証協会の検査を行う行政庁

種類	区域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
	信用保証協会	主務大臣・都道府県知事 (47協会)	主務大臣・市町村長 (5協会)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 信用保証協会数は、19年3月末現在。

(注3) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない。

IV 火災共済協同組合に対する検査

火災共済協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき金融庁及び経済産業省等が所管しており、金融庁・財務（支）局と経済産業省等が検査を実施している。19年3月末現在の数は44組合である（18年3月末現在の数は44組合）。

18検査事務年度は、1組合に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

別図20-8-2 火災共済協同組合の検査を行う行政庁

種 類	区 域	都道府県の区域を越える	都道府県の区域と同じ
	火災共済協同組合		主務大臣 (2組合)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 火災共済協同組合数は、19年3月末現在。

(注3) 都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合と、組合員の業務若しくは会計が法令等に違反する疑いがある場合、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認める場合に行われる。

V 商品投資販売業者に対する検査

商品投資販売業者は、商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき金融庁、農林水産省及び経済産業省が所管しており、財務（支）局、農林水産省及び経済産業省が検査を実施している。19年3月末現在の数は98業者である（18年3月末現在の数は102業者）。

18検査事務年度は、4業者に対して検査を実施し、そのうち、2業者に対して検査結果を通知している。

第9節 政策金融機関及び日本郵政公社に対する検査（資料20-1-5、13参照）

平成15年4月に、政策金融機関及び日本郵政公社に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任されたことを受け、15検査事務年度から検査を実施している。検査においては、政策金融改革及び郵政民営化の進展の中で、各機関の特性も踏まえ、自己査定の正確性、償却・引当の適切性及び内部管理態勢の適切性について、民間金融機関に適用している金融検査マニュアル、保険検査マニュアル等を用いて検査を行っている。

18検査事務年度は、5機関に対して検査を実施し、そのうち、4機関に対して検査結果を通知するとともに、各主務大臣に報告している。また、1機関に対してシステム統合リスク検査を実施し、検査結果を通知するとともに、主務大臣に報告している。

なお、検査に当たっては、1機関当たり平均して28.6日間の立入日数で12.8人を投入している。

（参考）政策金融機関とは、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、住宅金融公庫（注）、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行の9機関をいう。

（注）19年4月に、独立行政法人住宅金融支援機構へ変更。